

福井県青少年愛護審議会（全体会）議事録

1 開催日時

平成29年4月17日（月）午後3時30分～午後5時00分

2 開催場所

県庁 6階 大会議室

3 出席者

(1) 委員 17人

伊井彌州雄委員、戎利光委員、大西義幸委員、木村愛子委員、近藤修委員、酒井美樹男委員、坂本卓也委員、佐々木英江委員、佐々木雅代委員、清水祥三委員、新道忠雄委員、砂村洋子委員、土橋雅実委員、中橋征子委員、山下善久委員、山田幸恵委員、和多田裕委員

（欠席 池田さだ子委員、小見山賢一委員、山崎暢子委員）

(2) 幹事 4人

淵本幸嗣幹事（代理）、清水亨幹事（代理）、佐孝滋幹事、北川登幹事

(3) 事務局 5人

三澤企画幹、新河戸県民安全課長、ほか課員3人

4 議事録署名人の選出

大西義幸委員が議事録署名人に選出された。

5 報告および審議内容

(1) 審議会（部会）報告

12月および2月審議会（部会）の報告

事務局から、12月開催の審議会における優良図書10冊、2月開催の審議会における優良興行1作品および優良図書10冊に係る諮問・推奨についての報告がなされ、了承された。続いて、11月における有害興行6作品、有害図書等10冊の緊急指定、12月における有害興行5作品の緊急指定、有害図書10作品に係る諮問・指定、1月における有害興行5作品、有害図書等10冊についての緊急指定、2月における有害興行4作品、有害図書10冊の諮問・指定についての報告がなされ、了承された。また、10月におけるビデオ等の

包括指定 1,735 作品、11 月におけるビデオ等の包括指定 1,237 作品、12 月におけるビデオ等の包括指定 1,604 作品についての報告がなされ、了承された。

(2) 有害図書等の緊急指定に係る報告（福井県青少年愛護条例第 48 条第 2 項）

ア 有害興行の指定に係る報告

事務局から、3 月に有害興行として緊急指定した映画 5 作品について、指定経緯および指定理由についての報告がなされ、了承された。

イ 有害図書等の指定に係る報告

事務局から、3 月に有害図書等として緊急指定した 10 冊について、指定経緯および指定理由についての報告がなされ、了承された。

(3) ビデオ等の包括指定に係る報告

事務局から、1 月に有害図書等として包括指定したビデオ等 1,686 作品および 2 月に有害図書等として包括指定したビデオ等 1,466 作品について、指定経緯および指定理由について報告がなされ、了承された。

(4) 図書等の推奨、指定に係る諮問（福井県青少年愛護条例第 48 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号）

ア 優良図書の推奨に係る諮問

知事から優良図書等の推奨に関し諮問を受けた図書 10 冊について、各委員に回覧するとともに事前審査を行った委員による事前審査の補足説明を行ったところ、10 冊をいずれも優良図書等として推奨することが適当との意見を得た。また、新聞に表紙がカラーで掲載される 1 冊を決めた。

イ 有害図書等の指定に係る諮問

知事から有害図書等の指定に関して諮問を受けた図書 10 冊について、事務局から指定理由等を説明し、図書を各委員に回覧したところ、いずれも有害図書等として指定することが適当との意見を得た。

6 意見交換

○青少年のインターネット利用環境について

事務局から、内閣府が実施した平成 28 年度青少年のインターネット利用環境実態調査の調査結果について説明がなされた。委員からの主な発言等は以下のとおり。

- ・高校生に関しては、高校受験後に携帯電話・スマートフォンを購入する生徒

が多く、入学前の登校日にパンフレットを配布して啓発を行っている。

- ・今やネットは生活の一部になっている。インターネットといかに上手く付き合っていくかが重要である。
- ・有害サイトを見て学生や生徒がトラブルに巻き込まれるというよりも、他人が写っている画像を本人の承諾なく SNS 上に載せてしまってトラブルになるといったトラブルが多く、啓発が必要である。
- ・顔を合わせたコミュニケーションがとれていれば SNS 上のトラブルを防ぐことが可能かもしれない。家族や地域での活動と子供たちがかかわりを持つことで変わっていく部分もあるのではないか。